

## 中札内村告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、同令第167条の11及び中札内村財務規則（昭和61年規則第3号）第104条の規定により、令和8年度において中札内村が発注する建設工事の契約に係る指名競争入札に参加する共同企業体のうち経常建設共同企業体の必要な資格、申請の時期及び方法等を次のように定める。

令和8年 3月12日

中札内村長 川 尻 年 和

### 1. 経常建設共同企業体の資格要件

共同請負工事の入札に参加することのできる経常建設共同企業体は、中札内村の令和7・8年度建設工事格付名簿に登載されている登録業者を含む次に掲げる要件を満たしたものとする。

#### 要 件

- (イ) 請負方式は、共同施工方式とする。
- (ロ) 経常企業体の構成員は、入札参加を希望する工事区分に対応する建設業許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上の単体企業又は協業組合であること。
- (ハ) 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、原則として同級に格付されている者同士若しくは直近等級に格付されている者との組合せであること。
- (ニ) 工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者以下同じ。）を工事現場に専任で配置できること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。
- (ホ) その他の事項は、「中札内村建設工事共同企業体運用基準」によるものとする。

### 2. 経常建設共同企業体の申請方法

中札内村が指定する次の書類を提出することにより行うものとする。

1. 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書
2. 経常建設共同企業体協定書（副本）
3. 委任状

### 3. 共同請負工事の種類別の資格要件

1. 電気設備工事

**4. 協定の期間**

結成の日から令和9年3月31日までとする。

**5. 申請の受付期間**

令和8年3月12日から令和8年3月31日までとする。

**6. 申請の受付場所** 中札内村役場総務課総務グループ